認知症対応型通所介護　重要事項説明書

1．事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2．事業者の内容

(1)　事業所名　　めぐみの里デイサービスセンター
指定番号　　4590100428
所在地　　宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂 12898 番地
管理者の氏名　河村　俊太
電話番号　　0985-74-4515
ＦＡＸ番号　　0985-74-4515

サービスを提供する地域　　宮崎市内

(2)　事業所の従業者体制

職種	人数	業務内容
管理者 (生活相談員兼務)	1	･事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理 ･認知症対応型通所介護計画の作成、実施 ･利用者調査及び関係機関等との連絡調整 ･通所介護計画書に基づく介護ｻｰﾋﾞｽの提供 ･利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助
看護職員	1	･利用者の心身の健康管理、保健衛生管理 ･利用者の身体機能の向上、健康維持のための指導
機能訓練指導員 （兼務）	1	･通所介護計画書に基づき利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持・向上、健康維持のための指導

介護職員 (生活相談員兼務)	2	・通所介護計画書に基づく介護ｻｰﾋﾞｽの提供 ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝの実施 ・利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助
介護職員	2	・通所介護計画書に基づく介護ｻｰﾋﾞｽの提供 ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝの実施

(3)　定員及び営業時間

	定員	営業時間帯
月～土曜日	12 名	8 時 30 分～17 時 30 分

(4)　サービス提供時間

サービス提供日	月～土曜　（日、祭日、12/31～1/3 を除く）
サービス提供時間	午前　9:30　～　午後　16:00

(5)　設備の概要

○食堂（レクリエーション、機能訓練スペース兼用）

利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室

浴室には、利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

3. サービスの内容

(1)　送迎

①送迎車で、事業所と自宅間の送迎を行います。

②営業時間内であれば、希望される送迎時間の相談に応じ送迎を行います。

(2)　食事

利用者のＡＤＬや健康状態に合った食事を提供します。

(3)　入浴

見守りや必要部分の介助を行い、個別の入浴を提供します。

(4)　洗濯支援

主介護者が高齢で洗濯が困難な場合や、事情によって入浴準備が上手く行えない利用者に対して、洗濯のサービスを行います。

(5)　機能訓練

ケアプランに沿った個別機能訓練を計画し、日常生活動作の維持及び筋力低下の防止に努めます。

(6)　生活相談

利用者やその家族から、在宅生活における相談等を受けた場合は関係機関等と連携し、速やかに問題解決ができるように努めます。

(7)　レクリエーション

①個別の作業や、集団での各種活動を行い楽しい時間を過ごせるように努めます。

②年間行事の計画を立て、ボランティアとの交流や、園外外出等を行います。

(8)　排泄

定期的な排泄の誘導や介助を行います。

4．利用料金

◆介護保険の給付対象となるサービス費用

(1)　基本料金（1 日につき）1 割負担の場合

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3～4 時間未満	543	597	653	708	762
4～5 時間未満	569	626	684	741	799
5～6 時間未満	858	950	1040	1132	1225
6～7 時間未満	880	974	1066	1161	1256
7～8 時間未満	994	1102	1210	1319	1427
8～9 時間未満	1026	1137	1248	1362	1472

単位数

(2)　加算料金等（1 割負担の場合）

入浴加算　1 日につき　40 単位

若年性認知症利用者受入加算　1 日につき　60 単位

時間延長加算　9 時間以上 10 時間未満　50 単位

10 時間以上 11 時間未満　100 単位

11 時間以上 12 時間未満　150 単位

介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）　所定単位数の 236/1000 に相当する金額

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　22 単位/回

事業所が送迎を行わない場合　片道につき　47 単位　の減算

◆介護保険の給付対象とならない費用

(1)　食事の提供に要する費用　1 回あたり 400 円

利用者に提供する食事の材料費や調理等に係る費用です。

(2)　レクリエーション、園外活動

利用者の希望によりレクリエーション、園外活動に参加していただきます。その際の材料代等が発生した場合は実費をいただくこともあります。

◆利用料金の支払い

利用料金の支払いは、口座振り替えで、1ヶ月毎に計算し翌月 10 日までに請求書をお渡しします。引き落とし日は、毎月 20 日です。ただし 20 日が土・日の場合は月曜日、祝日の場合は翌日になります。

5. サービスの利用に当っての留意事項

①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。

②事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。

③従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

④食事が摂れていない時の補助食の持ち込みは応じておりますが、持ち込まれた食べ物の管理や処理に関しては、こちらに一任させていただく場合もあります。また、これに関わる事故(食中毒等)につきましては、責任を負いかねますのでご了承下さい。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年1回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医やご家族、居宅介護支援センター等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者　　河村　俊太

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を随時開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当従業者又は養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 衛生管理について

(1) 指定認知症対応型通所介護の用に供する施設、食器そのたの設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を随時実施します。

14. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室　窓口担当者　：　管理者　河村　俊太

ご利用時間　：　月～土曜日　8 時 30 分～17 時 30 分

ご利用方法　：　電話　0985-74-4515

※公的機関においても、次の機関において苦情申出ができます。

①宮崎市介護保険課

宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号

受付時間　：　月～金曜日　8 時 30 分～17 時 15 分

電話　　：　0985-21-1777　　FAX　：　0985-31-6337

②宮崎県国民健康保険団体連合会

宮崎市下原町 231-1

受付時間　：　月～金曜日　8 時 30 分～17 時 00 分

電話　　：　0985-35-5301　　FAX　：　0985-25-0268

③宮崎県福祉サービス運営適正化委員会

宮崎市原町 2-22

受付時間　：　月～金曜日　8 時 30 分～17 時 00 分

電話　　：　0985-22-3145　　FAX　：　0985-27-9003

※苦情処理第三者委員　斉藤 晏信

仁田脇　安博

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

15. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

16、ハラスメントについて

1）御利用者や御家族が事業所の職員に対して社会通念上範囲を超える、暴言、暴力、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメントなどの行為が生じた場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

2）当事業所は、従業員に対してハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等）の防止のための取り組みとして定期的な研修等を実施しています。

令和　　年　　月　　日

認知症対応型通所介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

＜事業者＞
所在地　　宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂 12898 番地
事業所名　　めぐみの里デイサービスセンター
（事業所番号 4590100428 ）
管理者名　　河村　俊太

説明者

令和　　年　　月　　日

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

＜利用者＞

住所

氏名

＜利用者代理人＞

住所

氏名　　（続柄　　）